

プロスポーツ組織の収益構造と選手登録権の会計処理に関する考察

—人的資本の資産計上の観点から—

池田 安生（武蔵野大学 経営学部 教授）

要約

人的資本経営が注目を集めている。人的資本への投資を企業戦略に結びつけることで、企業価値創造の源泉と捉える考え方である。ここでは、マクロ経済における包括的な資本主義との整合性も確認できる。

会計の領域では、人的資本への投資はフローとして扱われており、経済的便益の源泉たる資産としての計上、開示には至っていないのが現状である。

本稿では、欧州のプロサッカークラブにおける「選手登録権」の資産計上に刮目し、会計原則との整合性を考察する。ここでは、「ヒト」の価値を貨幣換算した経営資源である選手登録権を源泉として、企業価値の直截的な成果である収益の増加を図っていることを明らかにした。これは、すなわち人的資本の資産計上の限定的な事例である

対して日本のプロスポーツ組織では、選手登録権をフローの繰延である前払費用としている問題点を指摘する。併せて、人的資本の資産計上を一般事業会社へ展開するための課題を抽出する。

1. はじめに

「人材版伊藤レポート」（2020）が公表されて以降、企業が行う人的資本への投資に関する注目度が高まり、企業においても、人的資本投資に関する課題が認識され始めた。

まず、デジタル社会や脱炭素社会など企業を取り巻く環境の変化や、コロナ禍における人々の意識の変化など、企業の経営戦略と人材戦略の連動を複雑化させる外部環境の変化が顕在化してきた。企業の非財務資本の中核に位置する「人的資本」が、経営の現場においても、その企業価値との関連性の可視化が、課題

としての重みを増してきている。

「人的資本」という経営資源の重要性を認識するとともに、人的資本経営という変革を、どう具現化し、実践に移していくかを主眼とし、それに有用となるアイデアを提示するものとして、「人材版伊藤レポート 2.0」(2022) が公表された。ここでは、企業の経営陣が人的資本経営へと向かう変革を主導することが期待され、実践事例集などを盛り込まれ、より実行段階に近づいたものと言える。

経営資源について上林(2012)によれば、一般にヒト・モノ・カネ・情報の4つの要素からなるといわれている。その中でもヒト以外のモノ・カネ・情報は、ヒトによって動かされることで、初めて本来持つ役割を果たすことができるに過ぎないとされ、そのことからヒト資源の持つ第一の特徴は、最も基本的かつ重要な構成要素であるとされている。

KPMG(2022)によると、これまで、モノ・カネを中心に情報の報告がされてきた。しかし、産業構造が製造業中心から、情報技術や、サービス業といった業種へ変化してきている。そのため、企業価値の源泉がヒトを含む無形資産へ変化してきていると指摘される。経済産業省(2021)によれば、米国では、2019年にサステナビリティ会計基準審議会が、改訂版スタンダードの公表を通して人的資本に関する情報開示を要求し、2020年米国証券取引委員会が Regulation S-K 改正案を公表し、人的資源に関する情報開示が義務化された。また欧州連合は、すでに2017年より企業に人的資本情報の開示義務を課している。このように、海外では人的資本に関する開示の法制化が進んでいる。日本市場においても、2022年4月に実施された東京証券取引市場の区分改定に伴い、プライム市場に対する改訂されたコーポレートガバナンス・コードにおいて、補充原則として人的資本や知的財産への投資等に関するより高度な開示が求められることとなった。

本稿では、欧州のプロサッカークラブの事例をもとに、人的資本の資産計上について、その会計原則に則した合理性を分析結果より検討し、一般事業会社での援用可能性についての課題を抽出する。

2. 欧州プロサッカークラブの事例研究

本章では、プロスポーツ組織の収益構造とそれに関わる資産について分析を

する。分析に際しては、財務諸表および付表を入手する必要がある。また日本語または英語で表記されたものであり、相関関係を分析する上である程度過去にさかのぼった資料が必要となる。

以上の制約から、今回は欧州のプロサッカークラブの事例を取り上げ、収益と資産それぞれの詳細を確認の上、双方の相関関係を分析する。

（１）分析対象

分析の対象とするのは欧州のプロサッカークラブである。これは欧州においてはプロサッカークラブの株式上場が進んでおり、筆者の検索した限りにおいて、上場しているプロサッカークラブは全部で 14 組織ある。その中でも事例として取り上げるのは、マンチェスター・ユナイテッド FC (Manchester United plc.、以下「MU」と略)、アーセナル・フットボール・クラブ (Arsenal Holdings, Ltd.、以下「Arsenal」と略)、ボルシア・ドルトムント (Borussia Dortmund GmbH & Co.、以下「Dortmund」と略) およびユヴェントス FC (The Juventus Football Club S.p.A.、以下「Juventus」と略) である。

前述の通り欧州では、上場しているプロサッカークラブは全部で 14 組織ある。その中から上記 4 組織を事例として取り上げる理由は；

- ① 会計監査済みの財務諸表を開示していること。
- ② 財務諸表および付表 MC (Management Commentary) が英文で作成されていること。
- ③ 過去 10 年以上のバックナンバーを開示していること。

以上 3 つの条件で絞り込んだ結果である。但し、Arsenal は 2018 年まではロンドン取引市場に上場していたものの、2025 年 3 月現在非上場である。しかしながら監査済みの英文財務報告が 20 年以上にわたり開示されているため、今回の事例に加えた。

分析対象期間は MU に合わせ 2012 年度から 2024 年度財務報告とし、合計 13 期分の情報を対象とする。以下、事例とした 4 組織の主な情報を一覧にする。

図表－1 事例として取り上げた4組織の基本情報

組織名	通称	国籍	取引証券所	英文	開示	会計基準	監査法人
Munchester United plc.	MU	英国	ニューヨーク	○	2012～	IFRS	PwC
Arsenal Holdings, Ltd.	Arsenal	英国	ロンドン（～2018）	○	2004～	UK FRS	Deloitte
The Juventus Football Club S.p.A.	Juventus	イタリア	ミラノ	○	2000～	IFRS	Deloitte
Borussia Dortmund GmbH & Co.	Dortmund	ドイツ	フランクフルト	○	2010～	IFRS	Deloitte

出所：筆者（4組織の2012年度～2024年度の財務報告をもとに作成）。

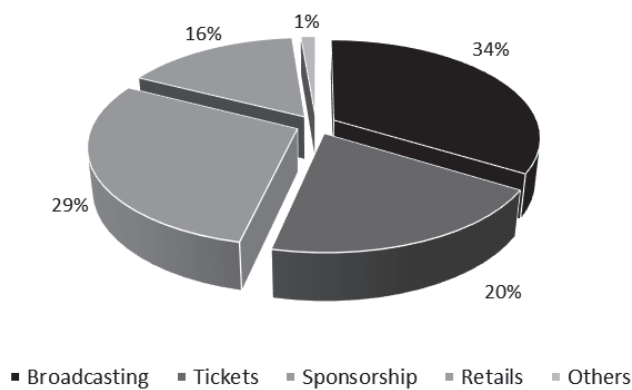
注釈：IFRS＝国際財務報告基準、International Financial Reporting Standards、
UK FRS＝英国財務報告基準、Financial Reporting Standards of the UK、
PwC＝PricewaterhouseCoopers、
Deloitte＝Deloitte Touche Tohmatsu。

（2）収益構造

まずは、分析対象の収益の構造を見てみる。図表－2は、MUの収益の2012年から2024年まで、計13年間の累計額を種別ごとに分解したものである。Broadcasting（放映権）、Tickets（入場料）、Sponsorship（スポンサー広告）が3つの柱となっていて、Retails（グッズ販売）とその他が続く。（Arsenal, Juventus, Dortmundの同様のグラフは文末の付録Aを参照されたい。）

Ticketsに関しては、国や地域、または保有スタジアムの規模などにより左右されていることが対象4組織の比較うかがえる。また、BroadcastingおよびSponsorshipに関しては、4組織共通して小計60%以上を占めていて、主要な収入源であることがわかる。

図表－2 MU収益（2012-2024累計）の内訳



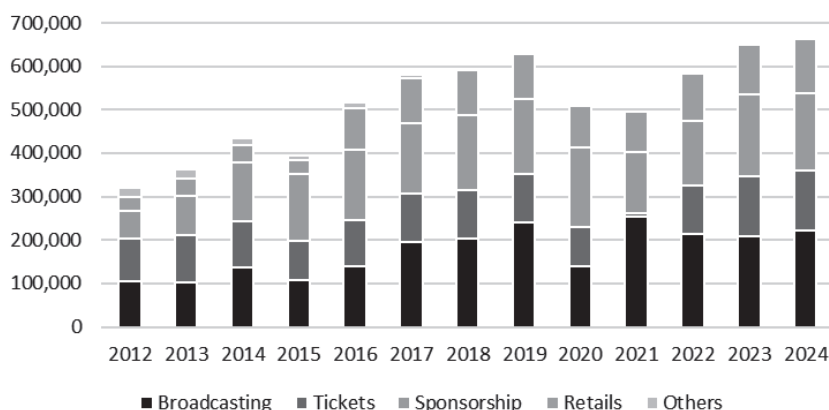
出所：MU Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

では過去13年間で、これら4組織の収益はどのように推移しているのか確認

する。図表－3 は同じく MU の上記区分による収益の推移である。収益はこの 13 年で倍増していることがわかる。Tickets 収入はほぼ横ばいなのに対して、Broadcasting と Sponsorship が収益増加の主要因である。また、2020 年－2022 年は、極端な減収となっている。これは財務報告にも記載がある通り Covid-19 によるものであり、Tickets 収入が極端に減少したほか、試合数の減少から Broadcasting 収入も大きく落ち込んだ。

文末の付録 B の Arsenal, Juventus, Dortmund の同様のグラフも参照されたい。上記の傾向は直接本業の影響を受けないその他の収益（選手の放出による収入など）を除くと、MU と同様の傾向が確認できる。

図表－3 MU 収益の推移



出所：MU Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

（3）選手登録権

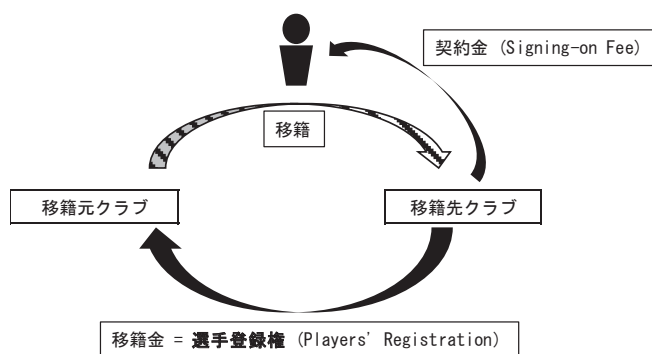
前節では、プロサッカークラブの収入源を分析した。4 組織に共通する発見として、過去 13 年においてはどのクラブも直接本業の影響を受けないその他の収益（選手の放出による収入など）を除くと、収益が倍増している事。また、その要因となっているものは Broadcasting と Sponsorship 収入の増加であることが確認できた。ここから、その収益の伸長の源泉となる経済的資源、すなわち資産について 4 組織のモノとヒトに分離して分析を進める。

本節では、先ず選手登録権が「ヒト」に該当する経済的資源たることを確認する。プロサッカー選手とプロサッカークラブとの関係は、選手がクラブと契約して報酬（契約金）を受け取る見返りとして、サッカーをプレーするというサービスをクラブに提供し、その結果としてクラブは観客の Tickets（入場料）やテレ

び Broadcasting（放映権）、Sponsorship（スポンサー契約）などの収益を得るというものである。ここでサッカーをプレーするというプロサッカー選手のサービスを、プロサッカークラブが契約期間内は独占して受けられるという法的な権利が選手登録権である（角田、2006、p.84）。図表－4 は移籍に伴う金員の流れをイラスト化したものである。

MU の 2024 年度アニュアル・レポートによれば、選手移籍に関する会計方針として、選手登録権の獲得に関連して支出したコストは無形固定資産として計上されると記載されている（MU 2024 Annual Report, p.F35）。選手登録権の対象には選手のみでなく、代理人費用など一切の直接費用が含まれる。これらの支出金額は定額法で、それぞれの選手の契約期間に渡って全額償却（amortization）される。選手登録権は、帳簿価額が使用または売却を通じて回収可能な額を超過している場合には、減損分について評価減される（MU 2024 Annual Report, p.F35）と説明されている。以上をまとめると、選手登録権の獲得の際に支出した金額は無形固定資産として計上され、残存価額ゼロとして償却が行われ、場合によっては減損処理が行われていることが確認できた。ちなみに今回分析の対象として他 3 組織においても、同様の会計処理が確認された。

図表－4 選手の移籍により発生する金員の流れ



出所：池田（2021）、p.29 図表 2-8.

（4）資産の構造

前節では、プロサッカークラブにおいては、選手登録権が無形固定資産として、財務計上されていることが確認できた。ヒトの価値、すなわち人的資本が資産計上されている特殊な事例である。国際財務報告基準（International Financial

Reporting Standard、以下 IFRS と略。)の「財務報告の概念フレームワーク」(Conceptual Framework for Financial Reporting)による資産の定義は、「過去の事象の結果として、企業が支配しており、将来の経済的便益が企業に流入することが期待される資源」とされている。すなわち選手登録権は、収益やキャッシュなどの将来の経済的便益の源泉となる資源とみなされていることになる。

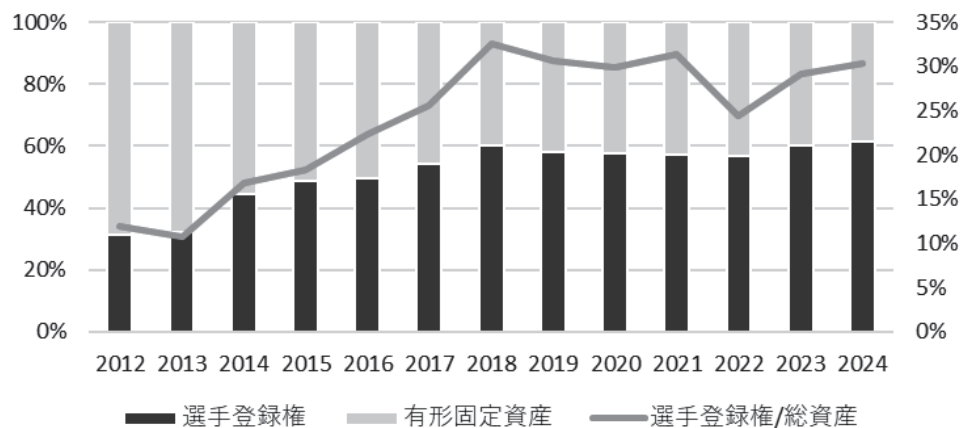
無形固定資産に対して、将来の経済的便益の源泉となる重要な資源として有形固定資産があげられる。MU の 2024 年度アニュアル・レポートによれば、保有するスタジアムの土地と建物、付帯設備及び IT 機器(MU 2024 Annual Report, p.F30)と区分し開示されている。

図表－5 は、第 1 軸にでは MU の選手登録権と有形固定資産額の比率を示している。また第 2 軸においては、総資産額における選手登録権額の占有率を示すものである。

過去 13 年での比較においては、先ず選手登録権と有形固定資産の比率の変化があげられる。これは、MU が過去 13 年間に行った投資は、有形固定資産に対するものを選手登録権に対する投資が上回ったことを意味している。実際に総資産における選手登録権比率も、COVID-19 の期間を除外すると着実な増加であることが認められる。

Arsenal, Juventus, Dortmund の同様のグラフからも、MU と同様の傾向が確認できる。(文末の付録 C を参照されたし。)

図表-5 MU 選手登録権 vs. 有形固定資産比率 (第1軸)
および総資産に占める選手登録権の比率 (第2軸) の推移



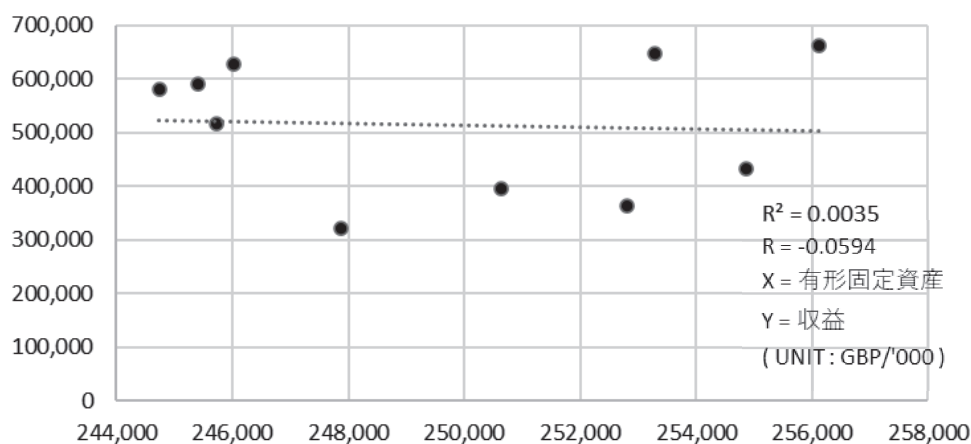
出所：MU Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

（５）収益と資産の相関関係

ここまでの節においては、事例の４組織における収益と資産の構造、および過去 13 年間の推移を各組織の財務報告及び付表をもとに分析した。本節では、これらデータをもとに収益と資産の相関関係を確認する。なお、2020 年から 2022 年においては COVID-19 の影響から試合のキャンセルやスタジアムの閉鎖などが発生し、収益に甚大な影響を与えたことは前節および各組織の当該期間の財務報告及び付表の注記欄からも確認された。よってその期間は本節での分析において除外とする。

図表－６は MU の有形固定資産と収益の過去 13 年のデータを対比させたものである。前述の通り、有形固定資産として MU が保有する主なものはスタジアムの土地と建物、付帯設備及び IT 機器である。ここでは、両者間の相関を確認することができなかった。

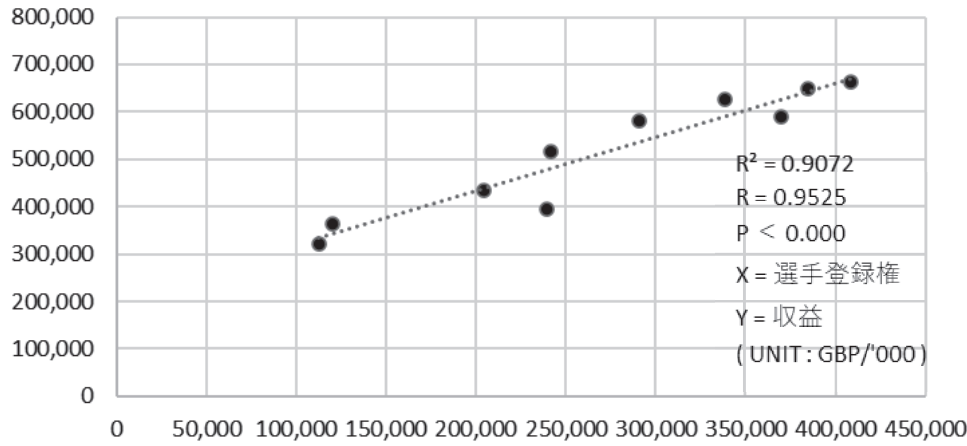
図表－６ MU 有形固定資産 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年, 2020-2022年を除く)



出所：MU 2012-2019, 2023-2024 Annual Report のデータをもとに、筆者作成。

対して無形固定資産の主要な部分を占める選手登録権と収益の過去 13 年のデータの対比が下記図表－７である。ここでは、両要素間での非常に強い相関が確認できる。

図表－7 MU 選手登録権 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年, 2020-2022年を除く)



出所：MU 2012-2019, 2023-2024 Annual Report のデータをもとに、筆者作成。

また、Arsenal, Juventus, Dortmund の他 3 クラブについて、同様の比較を試みた。図表－8 がその相関係数の一覧である。(Arsenal, Juventus, Dortmund それぞれの図表－6 及び図表－7 に対応するグラフは、文末の付録Dを参照されたし。)

図表－8 MU, Arsenal, Juventus, Dortmund における資産と収益の相関関係

クラブ	X vs. Y	R	R ²	P
MU	有形固定資産 vs. 収益	-0.0594	0.0035	-
	選手登録権 vs. 収益	0.9525	0.9072	0.000
Arsenal	有形固定資産 vs. 収益	-0.7262	0.5273	-
	選手登録権 vs. 収益	0.9384	0.8806	0.000
Juventus	有形固定資産 vs. 収益	0.0781	0.0061	-
	選手登録権 vs. 収益	0.9302	0.8653	0.000
Dortmund	有形固定資産 vs. 収益	0.2275	0.0518	-
	選手登録権 vs. 収益	0.7723	0.5964	0.000

出所：MU, Arsenal, Juventus, Dortmund 2012-2019, 2023-2024 Annual Report のデータをもとに、筆者作成。

ここから 4 組織共通に示唆されることは、先ず、過去 13 年における収益の増加は、無形固定資産に分類される選手登録権の補強により達成されてきたとい

うことである。これは、収益の増加、選手登録権の総資産での占有率の増加、及び選手登録権と収益との非常に強い相関関係からも明らかである。

本章では、欧州のプロサッカークラブにおける収益の伸長に刮目し、その源泉となる経済的資源、すなわち資産について4組織のモノとヒトに分離して分析を行った。有形固定資産と収益との対比においては、相関関係を認めることはできなかった。但し今回の分析は、各年度の数値の対比であり、長期的な観点からの経年比較とは異なる。また、経済的便益として収益のみを取り上げたものである。経済的便益を企業価値に置き換えるなら、収益の代わりにキャッシュ、市場価値、PBRなどもその対象として然るべきである。これら制約のもと、今回の分析をもって有形固定資産が経済的便益に寄与しないとの判断は成立しない。

ただし、選手登録権においては、各年度内において直截的な経済的便益の指標である収益に非常に強い相関関係をもって影響を与えていることは、今回の分析から明らかにされたことである。

3. 日本におけるプロスポーツ組織の事例研究

前章では欧州の4つのプロサッカークラブを事例として取り上げ、収益構造、資産構造及び収益と資産の相関関係について明らかにした。本章では、日本のプロスポーツ組織における選手登録権の会計上の取扱いに関して考察し議論する。

(1) 欧州プロサッカークラブとの相違

前章で確認した通り、欧州のプロサッカークラブにおいて選手登録権は無形固定資産として財務計上されている。選手登録権は収益との非常に強い相関関係を持つ経済的資源であることを明らかにした。

国際会計基準（International Accounting Standard、以下IASと略。）の16号によると、資産は「企業が支配する経済的資源であり、過去の事象の結果として生じたもの」と定義づけされている。またIAS-38では、そこに識別可能性が無形資産の定義として付け加えられている。ではここで、選手登録権が無形固定資産の要件を充足しているのかを確認する。

ここで問題となるのが支配と過去の事象の結果としての識別可能性の要件である。まず支配に関してはMUのアニュアル・レポートの無形固定資産に関す

る補足欄において以下の説明がなされている。「売却可能な無形資産（主に選手登録権）は、その帳簿価額が売却取引を通じて回収可能と見込まれ、また売却の可能性が非常に高いと考えられるものであり、それは売却目的で保有する資産として分類される。」（MU 2024 Annual Report, p.F30、筆者邦訳）とある。すなわち選手たちを売買可能な選手登録権とみなしていることがわかる。また、選手登録権の売買は最終的にはクラブ主導のもと行われるため、支配の要件は満たすものと考えられる。また、識別可能性については、選手登録権（選手名）ごとに詳細が付されたリストが企業概要の説明に加えられている（MU 2024 Annual Report, pp.F37-38）。このことから、過去の事象を明確化した上で、識別可能性の要件も充足されていることがわかる。資産計上に関する要件の充足については、次章でさらに考察を深めたい。

対して、日本のプロサッカークラブにおける選手登録権の取扱いを確認する。まずは先行研究を確認し、情報を更新するために1つの事例を見てみる。

（2）日本基準における選手登録権の取扱い

池田（2021）では、コンサドーレ札幌を運営する北海道フットボールクラブを事例として取り上げている。北海道フットボールクラブは、2013年まで日本の会計基準に基づく計算書類を公開していた。選手登録権の処理については、「北海道フットボールクラブの有価証券報告書では、高額な移籍金は「長期前払費用」として、資産計上され、定額法で契約年数に渡って償却されている。」（角田、2006、p.88）ことが確認された。移籍金とは、日本における選手登録権の一般的な呼称である。このことから、選手登録権については、ヨーロッパのプロサッカークラブでは、無形固定資産として処理されているのに対して、日本においては、前払費用として処理されていることが確認された。また、角田（2006）では、東北ハートレッドにおいても、北海道フットボールクラブと同様の処理が行われているとされている。選手登録権を前払費用として計上している理由については、北海道フットボールクラブの会計担当者への聞き取り調査から「税務上の理由から」との回答が得られたとのことである。

上記先行研究を更新すべく、株式会社メルカリ（以下、メルカリと略。）の事例を取り上げ、その有価証券報告書を確認する。

同社 2024 年 6 月期有価証券報告書によると、同社は 2018 年に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、2022 年にはプライム市場へと市場区分変更を行い、現在に至っている。2019 年には日本のプロサッカークラブの一つである株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（以下、鹿島アントラーズと略。）を子会社化し、2024 年 6 月現在では、その 71.2%の株式を保有している。すなわち、鹿島アントラーズはメルカリの連結子会社となっている。また、同社の適用会計基準は 2024 年 6 月期決算より、従前の日本基準に代わり IFRS を任意適用としている。

では、同社が選手登録権をどのように会計処理しているのかを確認する。前述の通り、日本では「移籍金」との呼称が一般的であり、同社有価証券報告書においても選手登録権ではなく移籍金と記載されている。

前述の通り、同社は 2024 年 6 月期より日本の会計基準から IFRS へと変更している。その変更に伴う調整に関して、資本に対する調整に関する注記（表示科目の組替）として移籍金に関する以下の記述がある。

「(d) 移籍金の振替 日本基準においては流動資産の「前払費用」及び投資その他の資産の「その他」に含めていた選手移籍金は、IFRS では「無形資産」に振り替えて表示しております。」(メルカリ 2024 年 6 月期有価証券報告書、p.181)

この注記から、選手登録権（移籍金）は日本の会計基準では前払費用として処理されているのに対し、IFRS 適用下においては、前述ヨーロッパのプロサッカークラブと同様に、無形固定資産として取り扱っていることが明らかとなった。

このように、メルカリの事例においては、適用会計基準によって選手登録権の取扱いが異なることが確認できた。では、選手登録権は果たして前払費用として処理すべきなのか、それとも無形固定資産として計上すべきなのか。次章において、会計の基本原則との整合性をもとに、論点を整理して議論をすすめる。

4. プロスポーツ組織における選手登録権の会計処理

前章では、プロスポーツ組織における選手登録権の取扱いは、適用されている会計基準によって前払費用か無形固定資産かが分かれることが確認できた。第 2 章でのケーススタディから、ヨーロッパのプロサッカークラブが適用している IFRS 及び英国会計基準においては無形固定資産として扱われている。すなわ

ち、日欧を確認した限りにおいては、日本の会計基準適用時のみが前払費用として計上されていることがわかった。

では、この違いは何に起因されるのなのか。また、どちらの計上がより会計の基本原則、及び会計本来の目的と整合しているのか。本章において議論をすすめる。

（１）無形固定資産としての要件の充足

ここからは、第２章の欧州プロサッカークラブの事例研究、及び第３章の日本におけるプロサッカークラブの事例研究における選手登録権の会計処理のレビューを総合的に考察してみたい。

では、無形資産計上の要件の充足から確認する。まず、日本会計基準における資産の定義について確認する。日本の企業会計基準では、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。」（企業会計基準委員会, 2006: 15）とされている。無形資産の包括的な基準として、IAS-38 (IFRS, 2004, pp.A1446-A1447) では、無形資産は「物質的実体のない識別可能な非貨幣性資産」という定義がなされている。その上で、無形資産の定義を満たすために必要な要件として、「将来の経済的便益」、「識別可能性」、「支配」が挙げられている。

第１の要件は、将来の経済的便益の源泉であることである。これに対して、第２章の事例研究を参照する。ここでは、過去１３年における収益の増加は、無形固定資産に分類される選手登録権の補強により達成されてきたことが明らかになった。また、収益の増加、選手登録権の総資産における占有率の増加、及び選手登録権と収益との非常に強い相関関係からもこれを確認した。ここから、選手登録権は収益という直截的な経済的便益の源泉となっていることが明らかとなり、この要件は充足されているものと考えられる。

第２の要件である識別可能性については、例として MU の財務報告上の選手登録権の償却に関する記述を参照できる。This assessment is carried out on an individual basis「評価は個別に実施される、筆者邦訳」（MU 2024 Annual Report, p.F26）とあり、また選手ごとのリストも開示していることから、選手登録権に関しては、クラブとしてではなく、識別可能な個別な選手ごとの管理がなされて

いることが示されている。

第3の要件である支配について、前述 MU の財務報告を再度詳細に参照する。Assets available for sale (principally players' registrations) are classified as assets held for sale when their carrying value is expected to be recovered principally through a sale transaction and a sale is considered to be highly probable 「売却可能資産（主に選手登録権）は、その帳簿価額が主に売却取引を通じて回収されると見込まれ、かつ売却の可能性が非常に高いと判断される場合、売却目的保有資産に分類される、筆者邦訳」（MU 2024 Annual Report, p.F18）との記載がある。ここからも分かる通り、選手登録権は市場価値との比較により売却される可能性が示唆されており、それはクラブ側の判断となっている。すなわち、選手登録権はクラブの支配下（under control）となっており、この要件も充足していることが確認できる。

以上、無形固定資産としての財務計上に関しては、その3つの要件を充足していることが確認された。少なくとも IFRS においては、プロサッカークラブの選手登録権は、無形固定資産として計上されることの合理性及び目的適合性が明らかになった。

（2）前払費用と無形固定資産

前払費用と無形固定資産は、どちらも貸借対照表上の資産として扱われるものの、その性質や計上方法には明確な違いがある。

前払費用は、「企業会計原則」（企業会計審議会 1982）第二一 A および「企業会計原則注解」【注5】（1）に規定が存在する。「原則注解」によると、前払費用は、「一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価」（「原則注解」注5）と定義される。青木（2019）では、前払費用は、継続的役務提供契約に従って、すでに対価を支払ったが、いまだ役務の受領が完了していない場合に生じる項目である。また、前払費用勘定の残高は、将来の一定期間における役務給付請求権を表すものとされている。

すなわち、将来の一定期間にわたって提供される役務に対する支払いを、事前に行った際に、繰延分を仮に資産として計上される性格のものである。保険料を一括で前払いした場合、その未経過分を前払費用として資産計上し、サービス提

供期間に応じて費用化することが例としてあげられる。

一方、無形固定資産は IAS-38 では、「物質的実体のない識別可能な非貨幣資産」と定義されている。すなわち、物理的な形態を持たないものの、企業が長期間にわたって使用し、将来的な経済的利益をもたらすと期待される資産をさしている。例として、特許権、商標権、ソフトウェアなどが該当する。村田（2020）では、無形資産を定義づけることは現在のところ困難であるとされている。というのは、一定に固定化された定義が存在していないからだとの指摘である。さらに、その分類においても、様々な分類がなされてはいるが、先行研究を紐解いてみてもなかなか定義ということまでは明示できないのが現実であるとの見解を示している。但し、前節の資産の要件及び IAS38 を要約すると、物質的実体はないものの、経済主体が支配し、識別可能であり、且つ将来の経済的便益の源泉となるもの、という解釈が成り立つ。

以上をまとめると、主な性質上の違いは以下の通りとなる。

前払費用：将来のサービスや役務の対価を前払いした際、繰延分として計上される資産。

無形固定資産：企業が支配し、経済的便益をもたらす無形の識別可能な資産。

また、計上目的の違いは以下の通りとなる。

前払費用：期間損益計算の適正化を目的として、役務の提供期間に応じて費用配分を行うために計上。

無形固定資産：企業が支配し、将来的な経済的便益を獲得するための資産として計上。

このように、どちらも貸借対照表では資産として計上される前払費用と無形固定資産ではあるが、その性質と目的には相違があることがわかる。その違いのキーワードとして「経済的便益」と「期間損益」があげられる。次節では、引き続きその違いに焦点をあてて議論をすすめる。

（３）フローとストック

桜井（2023）では、資産と負債を会計の基礎概念とする考え方を、資産負債アプローチ（資産負債観）としている。これと対になるのが、収益費用アプローチ（収益費用観）である。資産負債アプローチと異なり、収益と費用を中心概念と

した基礎概念である。

桜井（2023）において、資産負債アプローチは、資産と負債を、会計概念の基本概念とする考え方から、利益については、資産と負債の差額として導き出される純資産額の期中変化分が利益だとしている。伊藤（2023）では、資産負債観は、資産や負債の適切な定義と、測定がまず行われるとし、利益については、適切な資産や負債の定義と、測定にもとづいて算出された資本の期中変化額をベースに利益を算出するとしている。資産負債観は、伊藤（2023）において、資産と負債という2つ財務諸表の構成要素が、企業の経済的資源を財務的に表現したものだという要件を満たすという前提によっているとされる。

徳賀（2003）では、資産負債観とは、資産と負債を財務諸表構成要素の鍵概念に据え、利益を一期間における純資産の増減額として定義する会計利益観をいう（FASB, Financial Accounting Standard Board, 米国財務会計審議会 1976, par.34）とされている。そのため、資産負債観を基礎とする収益認識モデルのもとでは、収益は企業の事業活動の結果として生じる、資産の増加額もしくは負債の減少額に基づき間接的に測定される（Sprouse and Moonitz 1962: p.46）ものである。また、資産負債観に基づく収益は、資産の認識（負債の消滅）基準を充たす限り、収益費用観において必要な決定的事象の発生とは関わりなく、どの時点においても認識することができるとの見解を示している。

収益費用アプローチ（収益費用観）における貸借対照表とは、桜井（2023）によれば収入や支出のうち、収益及び費用とならなかった部分が収容される集計表だとされている。伊藤（2023）においては、収益費用観は、成果である収益と、努力である費用の測定、また、稼得された収益と、それを稼得するのに要した費用との対応関係により、利益が決まるとされている。また、伊藤（2023）では、複式簿記が前提であるとした場合、この収益費用観にもとづいて作成される貸借対照表における資産、負債などといった貸借対照表の構成要素は、収益と、収益に対応する費用が計上された後の、残余部分に過ぎないとされている。

徳賀（2003）によると、収益費用観とは、収益と費用を財務諸表構成要素の鍵概念に据え、利益を収益と費用の期間差額と定義する会計利益観をいう（FASB 1976, pars.38-39）。そのため、収益費用観を基礎とする収益認識モデルのもとでは、収益は企業活動が達成された成果として認識されるが、その達成時点として

識別される決定的事象には、例えば契約時点、商品の販売（引渡し）時点、現金の回収時点などがあり、一意的に決定できないものとされている。

上記から、資産負債アプローチはストック、収益費用アプローチはフローという、対となるアプローチであることが確認できる。この2つのアプローチに、本研究の論点である、前払費用と無形固定資産を当てはめて考えると、それぞれ前払費用はフローという性質があり、無形固定資産にはストックの性質があると解釈することができる。

まず、無形固定資産としての該当要件を検討する。無形固定資産は形のある有形固定資産とは異なり、形を持たない法律上の権利などを根拠に、1年を超える長期にわたって利用される資産項目である。また、伊藤（2023）においても、無形固定資産は、機械や土地といった有形の資産と異なり、具体的な形があるわけではないが、長期にわたって経営に利用され、何らかの経済的便益が期待される資産であるとされている。このように、無形固定資産は、資産として運用することで、将来的に経済的便益の源泉たる資産であるため、資産負債アプローチ、すなわちストックの性質があると考えられる。

一方で前払費用は、前述の「企業会計原則注解」【注5】（1）において、前払費用は、一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価とされている。従って、このような役務に対する対価は、時間の経過とともに次期以降の費用となるものであるから、これを当期の損益計算から除去するとともに貸借対照表の資産の部に計上しなければならない。また、前払費用は、かかる役務提供契約以外の契約等による前払金とは区別しなければならないとされている。伊藤（2023）では、この前払費用は、既に支出したが、当期にまだ役務やサービスの提供を受けていないため、費用の発生と認識していないことに刮目している。すなわち、発生主義の原則において、企業活動での経済的価値の生成や消費を表すものが、収益と費用の発生の事実として発生するものとの解釈である。例えば継続的役務授受の契約において、発生主義の原則の適用が時間の経過を基準とした収益と費用の認識として現れる際、これに付随する項目の中に前払費用があるとされている。これらから前払費用は、いまだ提供されていない役務の提供に対して行われた支出であり、時間の経過によって、将来受益する商品やサービスといった役務に充当されていくこ

と、すなわち期間損益を維持することが目的である。よって前払費用は収益費用アプローチ、すなわちフローの性質があると考えられる。

（４）選手登録権は前払費用か無形固定資産か

選手登録権は果たして前払費用として会計処理をするべきなのか、それとも無形固定資産として取り扱うべきなのか。選手登録権の性質をもとに、会計の本来の意義、すなわち「ある特定の経済主体の経済活動を、貨幣額などを用いて計数的に測定し、その結果を報告書にまとめて利害関係者に伝達する」(桜井、2024、p.1) に則って考察する。

プロサッカークラブは、主体的な資産の活用により、選手登録権の役務による効果を受容できる。また、その運用を通して、収益が生み出されていることは既に明らかにした通りである。選手登録権があることで、プロサッカー選手がクラブでプレーをすることを通して、そのパフォーマンスにより、リーグ戦の結果などの成果として、Tickets, Broadcasting, Sponsorship などの収益に直截的な影響を及ぼすことも本研究から明らかになった。

日本のプロサッカークラブの収益について、例えば J 1（日本のプロサッカーリーグ、J リーグの 1 部）において連覇を達成したヴィッセル神戸を保有する楽天グループの 2023 年の有価証券報告書では、J 1 優勝に関連して、売上収益が増加するといった影響があったとの記載がある。このように、日本のプロサッカークラブにおいても、ヨーロッパのプロサッカークラブ同様、選手登録権を保有することで、選手たちのプレーや、パフォーマンスの結果及び、リーグ戦の結果が収益に対して影響を及ぼしていることがここに示唆される。

これは、前払費用のように時間の経過によって支出した前払分の役務提供を受容できることとは性格を異にしている。無形固定資産のように、運用を通して経済的価値の創造、つまり、将来の経済的便益を生み出していることは明らかである。

また、MU の財務報告には減損に関する以下の記載がある。The Group will perform an impairment review on intangible assets, including player and key football management staff registrations, if adverse events indicate that the amortized carrying value of the asset may not be recoverable 「クラブは、不利な

事象により資産の償却帳簿価額が回収不能となる可能性が示唆される場合、選手および主要なサッカー運営スタッフの登録権を含む無形資産の減損レビューを実施する、筆者邦訳」(MU 2024 Annual Report, p.F35)。

このように、選手登録権は役務の対価を前もって支払った金額を、期間損益の均等にあてがう事を目的とする前払費用とは、その性格を異にしているものと考えられる。選手登録権は、物理的実態はないものの、将来の経済的便益のために支配下におく、識別可能な権利の取得という性格を有し、それは正に無形固定資産の要件を充足し、その性格を一にしているものと考えられる。

5. 結論と今後の課題

ここまでの事例研究、会計基準及び先行研究のレビューを踏まえ、本稿においては、選手登録権を無形固定資産として計上することの合理性及び会計としての目的適合性を考察してきた。日本のプロスポーツ組織においても、ヨーロッパのプロサッカークラブのように、移籍金を、選手登録権という無形固定資産として計上することが、より会計の本来の意義に則し、会計原則とも整合性がとれた方法であると考えられる。そして何より、プロスポーツ組織の経済的実態をより正確に財務諸表に反映させるものであると結論付ける。

欧州のプロサッカークラブは、「ヒト」の価値を貨幣換算した経営資源である選手登録権を源泉として、収益の増加を図っていることが本研究から明らかとなった。これは、すなわち人的資本の資産計上の限定的な事例と言える。では、今回の事例に倣って、一般事業会社での同様の会計処理、つまり人的資本の資産計上が可能になるのだろうか。

プロスポーツ組織と一般事業会社での本課題に関わる大きな違いとして、雇用契約の強制力の問題がある。事例研究からも明らかになった通り、欧州のプロサッカークラブは選手登録権を売買可能な資産として捉えている。また、選手登録権を支配下に置くことにより、選手の役務の提供に関しても一定の強制力があることが示唆される。

また別の観点から、税務会計との整合性の問題が考えられる。前述の角田(2006)においては、選手登録権を前払費用として計上している理由について、北海道フットボールクラブの会計担当者への聞き取り調査から、税務上の理由

からとの回答が得られたとのことされている。ここからは、人的資本である選手登録権を税務会計上は前払費用とせざるを得ない、もしくは前払費用とすることの実務的な利便性が示唆される。

人的資本の財務会計上の資産計上可能性の探索においては、このように雇用契約に関わる法制度の確認と、税務面での規制や実務的な制約などを確認する必要があると考える。これらは、人的資本情報の開示という課題に向けた、直近の課題として引き続き取り組んで行きたい。

(end)

参考文献

- 青木孝暢 (2019)「前払費用に関する会計的性質の再検討」『簿記研究』2 (2)、pp.21-28.
- 池田安生 (2020)「人的資源財務会計～プロスポーツ組織における事例から～」『横浜国際社会科学府博士論文』24 (4)、pp.15-34.
- 池田安生 (2021)「企業報告における人的資源情報の開示に関する研究」横浜国立大学国際社会科学府博士論文.
- 伊藤邦雄 (2023)『新・現代会計入門 第5版』日本経済新聞出版.
- 上林憲雄 (2012)「人的資源管理論」『日本労働研究雑誌』54 (4)、pp.38-41.
- 経済産業省 (2020)『持続的な企業価値の向上と人的資本に関する研究会報告書～人材版伊藤レポート～』人的資本経営の実現に向けた検討会.
- 経済産業省 (2021)「海外での関連動向」経済産業省産業人材課事務局説明資料.
- 経済産業省 (2022)『人的資本経営の実現に向けた検討会報告書～人材版伊藤レポート 2.0～』人的資本経営の実現に向けた検討会.
- 桜井久勝 (2023)『財務会計講義 第24版』中央経済社.
- 角田幸太郎 (2006)「人的資源の会計的認識:日英プロサッカークラブの実務を例として」『経済学研究』55(4)、pp.79-94.
- 角田幸太郎 (2010)「IFRSs における人的資源会計の位置づけ」『Global Management』2010、pp.50-55.
- 角田幸太郎 (2013)「人的資源の価値評価と組織業績の関係ープロサッカークラブのケース」『別府大学紀要』54、pp.137-148.

徳賀芳弘 (2003)「資産負債中心観における収益認識」『企業会計= *Accounting*』
55(11)、pp.1571-1578.

村田洋 (2020)「無形資産の資産性及び法的側面による再考察: 知的財産会計と
知的財産権の問題をとらえて」『経営会計研究』日本経営会計学会、23(1)、
pp.93-107.

Arsenal Holdings, Ltd., Arsenal (2012-2024) Annual Report and Financial
Statements.

Borussia Dortmund GmbH & Co., Dortmund (2012-2024) Annual Report.

The Juventus Football Club S.p.A, Juventus (2012-2024) Annual Financial Report.

Manchester United plc., MU (2012-2024) Annual Report (FORM 20-F)

Sprouse, R. T., & Moonitz, M. (1962) Tentative set of broad accounting principles
for business enterprises, *Accounting research study*, num. 03.

参照 Web ページ

KPMG HP (2022)「中長期的な企業価値の実現に向けた人的資本開示への取組
み」KPMG サステナブルバリュー・ジャパン、
<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2022/01/220128-svo.html> 最終ア
クセス日 2025 年 4 月 18 日.

株式会社メルカリ (2024)「2024 年 6 月期有価証券報告書」、
<https://about.mercari.com/ir/library/results/> 最終アクセス日 2025 年 4 月
18 日.

IFRS®HP, IAS 38 Intangible Assets, [https://www.ifrs.org/issued-standards/list-
of-standards/](https://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-standards/) 最終アクセス日 2025 年 4 月 18 日.

IFRS®HP, IAS 16 Assets, [https://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-
standards/](https://www.ifrs.org/issued-standards/list-of-standards/) 最終アクセス日 2025 年 4 月 18 日.

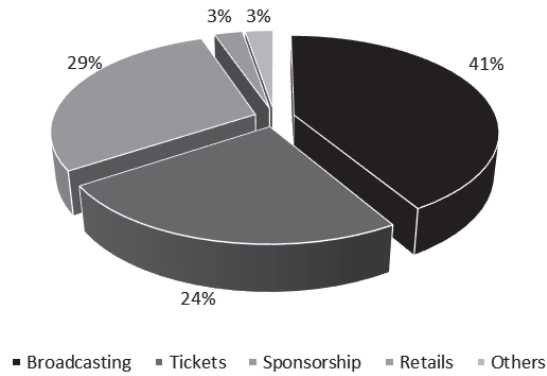
FASB HP, Conceptual Framework for Financial Reporting,
[https://fasb.org/page/ShowPdf?path=Conceptual%20Framework%20for%
20financial%20Reporting/](https://fasb.org/page/ShowPdf?path=Conceptual%20Framework%20for%20financial%20Reporting/) 最終アクセス日 2025 年 4 月 18 日.

ASBJ「企業会計審議会企業会計原則」「企業会計審議会企業会計原則注解」、
https://www.asbj.jp/jp/accounting_standards_system/details.html 最終ア

クセス日 2025 年 4 月 18 日.
北海道コンサドーレ札幌 HP, 「2013 年 12 月期有価証券報告書」,
<https://www.consadolesapporo.jp/club/settlement/images/2015/05/yukashoken-h2512.pdf>, 最終アクセス日 2025 年 4 月 18 日.

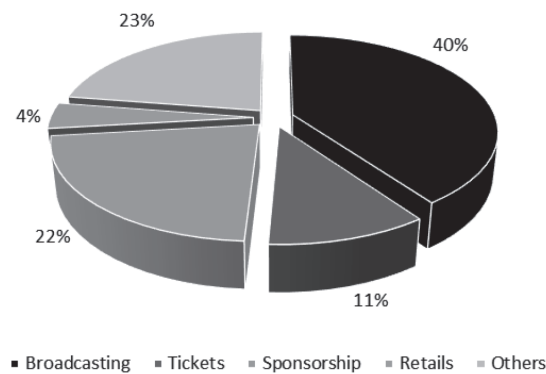
付録 A. Arsenal, Juventus, Dortmund の収益の内訳

図表A-1 Arsenal 収益（2012-2024累計）の内訳



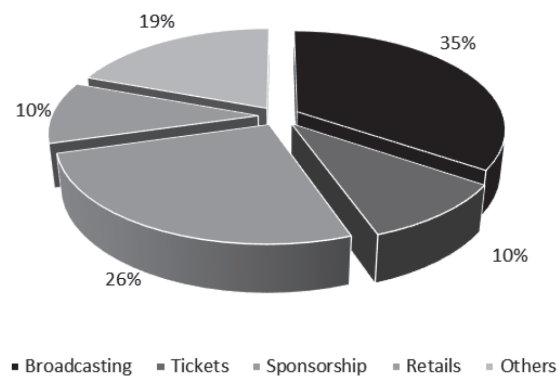
出所：Arsenal Annual Report and Financial Statements 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

図表 A-2 Juventus 収益（2012-2024累計）の内訳



出所：Juventus Annual Financial Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

図表 A-3 Dortmund 収益（2012-2024累計）の内訳

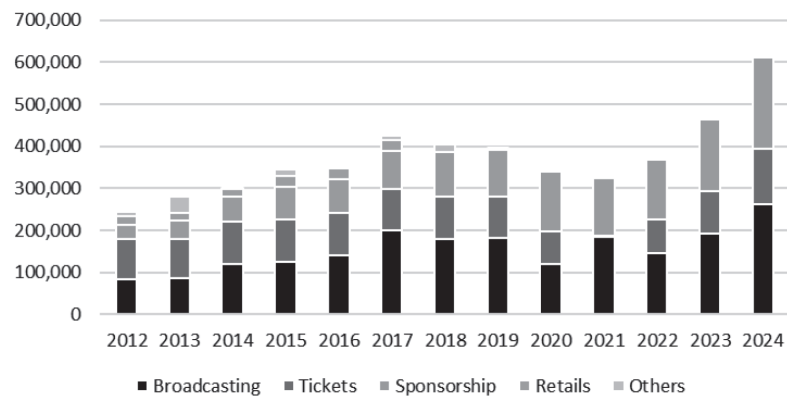


出所：Dortmund Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

付録B. Arsenal, Juventus, Dortmund の収益の推移

図表 B-1 Arsenal 収益の推移

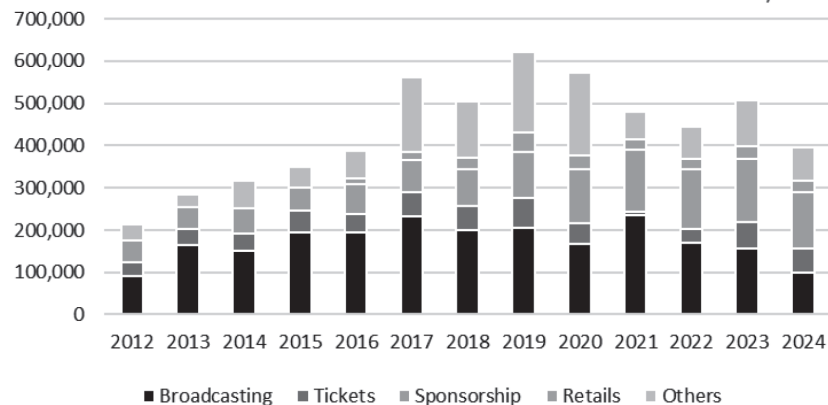
UNIT : GBP/'000



出所： Arsenal Annual Report and Financial Statements 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

図表 B-2 Juventus 収益の推移

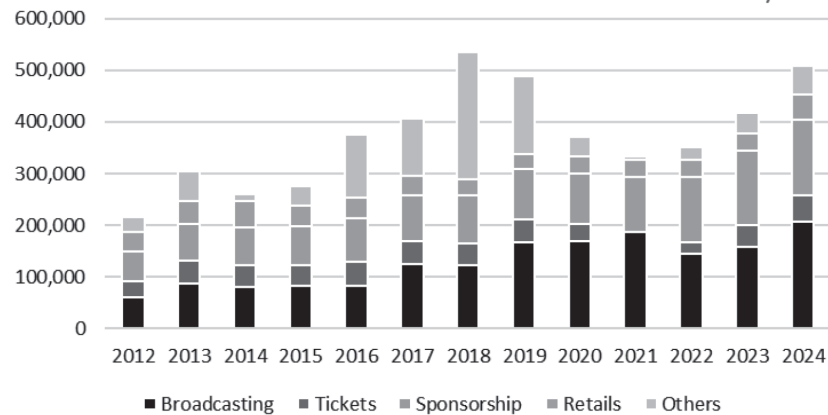
UNIT : EUR/'000



出所： Juventus Annual Financial Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

図表 B-3 Dortmund 収益の推移

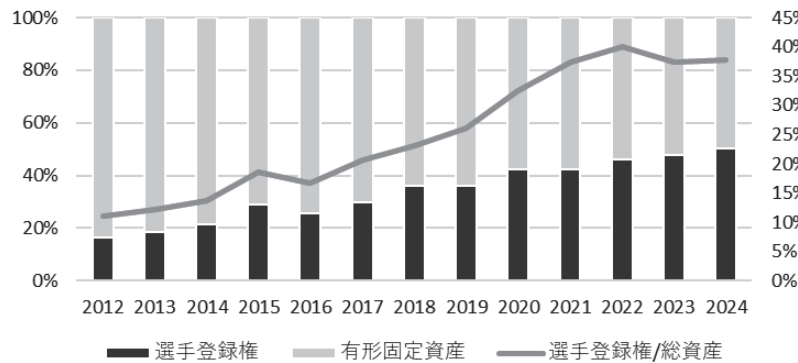
UNIT : EUR/'000



出所： Dortmund Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

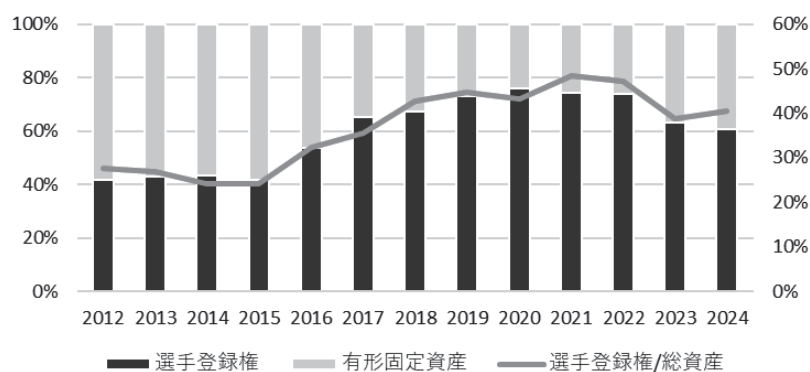
付録C. Arsenal, Juventus, Dortmund の選手登録権 vs.有形固定資産比率および総資産に占める選手登録権の比率

図表C-1 Arsenal 選手登録権 vs. 有形固定資産比率（第1軸）
および総資産に占める選手登録権の比率（第2軸）の推移



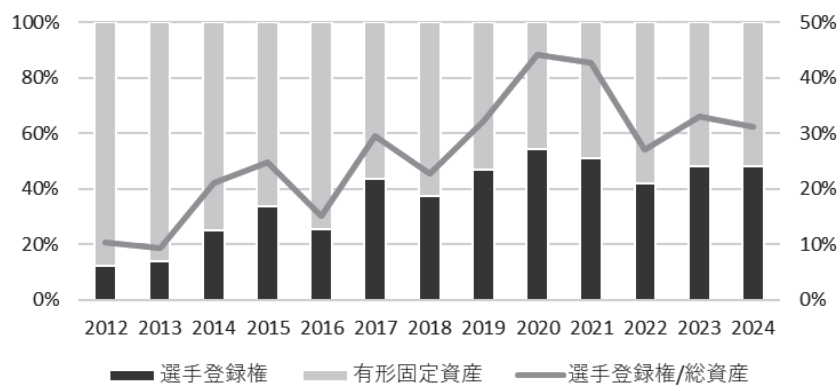
出所：Arsenal Annual Report and Financial Statements 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

図表C-2 Juventus 選手登録権 vs. 有形固定資産比率（第1軸）
および総資産に占める選手登録権の比率（第2軸）の推移



出所：Juventus Annual Financial Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

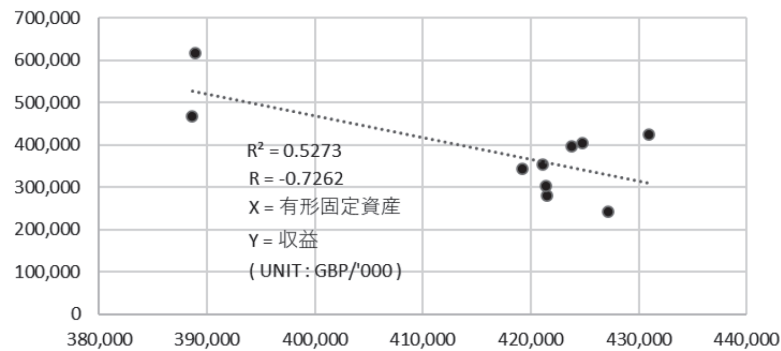
図表C-3 Dortmund 選手登録権 vs. 有形固定資産比率（第1軸）
および総資産に占める選手登録権の比率（第2軸）の推移



出所：Dortmund Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

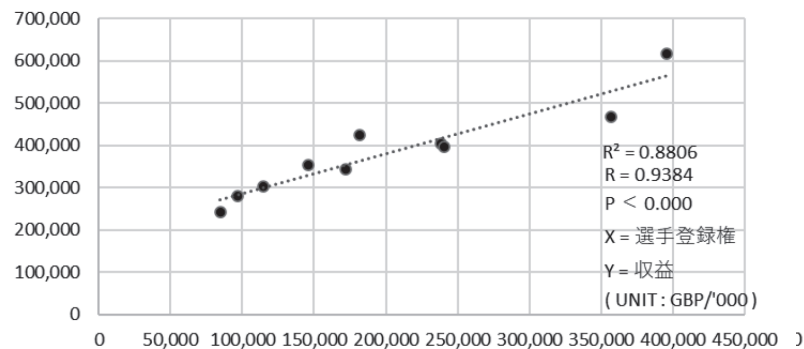
付録D. Arsenal, Juventus, Dortmund の a. 有形固定資産と収益の相関関係および b. 選手登録権と収益の相関関係

図表D-1a Arsenal 有形固定資産 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年、2020-2022年を除く)



出所：Arsenal Annual Report and Financial Statements 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

図表D-1b Arsenal 選手登録権 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年、2020-2022年を除く)



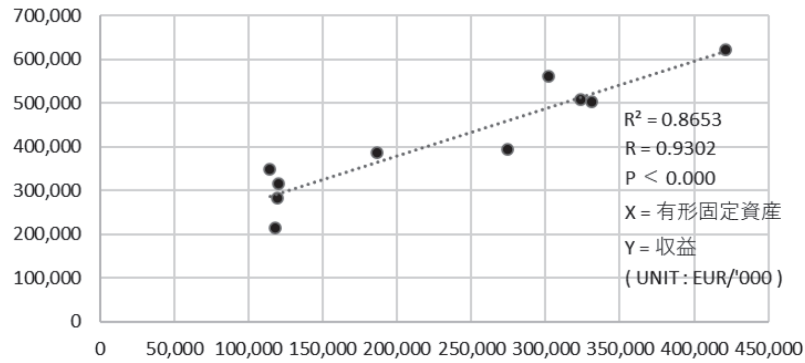
出所：Arsenal Annual Report and Financial Statements 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

図表D-2a Juventus 有形固定資産 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年、2020-2022年を除く)



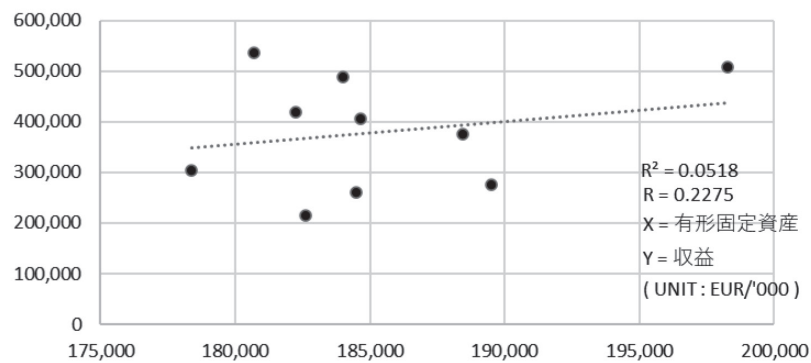
出所：Juventus Annual Financial Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成.

図表D-2b Juventus 選手登録権 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年, 2020-2022年を除く)



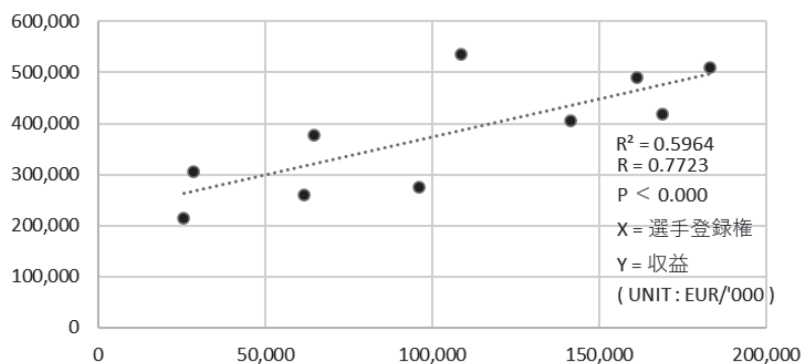
出所：Juventus Annual Financial Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

図表D-3a Dortmund 有形固定資産 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年, 2020-2022年を除く)



出所：Dortmund Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。

図表D-3b Dortmund 選手登録権 vs. 収益の相関関係
(2012-2024年, 2020-2022年を除く)



出所：Dortmund Annual Report 2012-2024 のデータをもとに、筆者作成。